

土木工事施工管理基準

治山・林道編

令和5年4月

滋賀県琵琶湖環境部森林保全課

土木工事施工管理基準

治山・林道編

この土木工事施工管理基準 治山・林道編（以下、「施工管理基準」という。）は、滋賀県一般土木工事等共通仕様書に規定する施工管理（出来形管理および品質管理）の基準を定めたものである。

森林土木

第1 適用

この施工管理基準は、滋賀県が発注する治山・林道事業に係る土木工事について適用する。

なお、受注者は、林野庁が定める森林整備保全事業施工管理基準により施工管理（出来形管理および品質管理）をおこなうものとする。

また、工事の種類、規模、施工条件等により、この施工管理基準により難しい場合、または、基準、規格値が定められていない工種については、監督職員と協議の上、施工管理を行うものとする。

第2 写真管理

写真管理は林野庁が定める森林整備保全事業施工管理基準により行うものとする。

第3 その他

上記施工管理基準に定めるもののほか、出来形管理においては別表1においても管理するものとする。

森林整備

第1 適用

この施工管理基準は、滋賀県が発注する治山事業に係る森林整備について適用する。

なお、受注者は、別表2により施工管理を行うものとする。

また、事業の種類、規模、施工条件等により、この施工管理基準により難しい場合、または、基準、規格値が定められていない工種については、監督職員と協議の上、施工管理を行うものとする。

(別表1)

【 治山林道共通 】

単位：mm

	工種	測定項目	規格値	測定基準
一般施工	砂利路盤工	延長	-100	施工延長40mにつき1ヶ所の割合で測定する。延長40m以下のものは2ヶ所測定する。
	補強土壁工 (テールメ壁工法) (多数アンカー式補強土壁工法) (ジオテキスタイルを用いた補強土壁工法)	部材数	設計量以上	壁材、補強材、排水材等の寸法別数量。

【 治山工事 】

単位：mm

	工種	測定項目	規格値	測定基準
溪間工	コンクリート治山ダム本体工	のり勾配	±0.2分	図面の表示箇所での測定。
		上流側埋戻高さ	-30	図面の表示箇所での測定。
	コンクリート側壁工	のり勾配	±0.2分	図面の表示箇所での測定。
	木製治山ダム本体工	のり勾配	±0.5分	図面の表示箇所での測定。断面、形状等の変化点毎に測定する。
山腹工	コンクリート土留工	のり勾配	±0.2分	図面の表示箇所での測定。断面、形状等の変化点毎に測定する。